

区分・種別	重要有形民俗文化財（生産、生業に用いられるもの）		
名称	うちこおよびしゅうへんちいきのせいろうようぐ 内子及び周辺地域の製蠟用具 1444点		
所在地	喜多郡内子町		
所有者	内子町	管理団体	
指定年月日	平成3年4月19日		
解説	<p>江戸時代中ごろから製蠟業が始まり、明治30（1897）年代から大正時代初期に全盛時代を迎えたが、パラフィンの輸入等の影響で大正時代後期ころを境に製蠟業は衰えた。</p> <p>この用具類は内子町が約30年間の歳月を費やし、町内で広く蠟晒し業を営んだ本芳我家や上芳我家に伝わる用具を中心に1市6町村から収集したものである。</p> <p>特に注目に値するのは、蠟搾り用の立木式蠟搾り機一式が完全に収集されていること、蠟晒し用具では、早晒しから蠟花箱晒しの方法へと改良した技術の違いがよくわかる用具を収集していること等が挙げられる。その他生産工程に関する材料採集・運搬用具等、関連資料として職人の仕事着や飲食用具、信仰用具、更に檯蠟の卸し売り業者の関連文書を盛り込んでいる。</p> <p>これは、東日本の漆蠟との比較資料としても貴重なものである。</p>		

